

江津市第3次学校整備再編基本計画策定業務委託仕様書

1. 業務名称

江津市第3次学校整備再編基本計画策定業務（以下「本業務」という。）

2. 業務の目的

全国的に少子化が進行する中、本市においても児童生徒数の減少とともに、1校当たりの学級数も減少し、全体として小中学校の小規模化が進んでいる状況にある。本市では、平成21年3月に、「学校整備の在り方に関する基本方針」を策定し、学校の小規模化が進む中で、子どもたちに良好な教育環境を提供していくために、①複式学級の解消、②複式学級をつくらない、ことを基本方針として、学校の再編計画を進めていくこととした。この基本方針に基づき平成21年12月に「学校整備再編基本計画」を策定し、当時複式学級であった松平小学校と有福温泉小学校を平成23年4月を目途に統合再編すること、跡市小学校については話し合いを継続していくことと定め、計画どおり当該2校は統合再編が実行された。

さらに、少子化の一層の進行と財政的な背景もあり、平成23年3月に「第2次学校整備再編基本計画」を策定し、市内の小学校は、江津東小学校、桜江小学校、中部の小学校、西部の小学校の4校に集約することとし、中学校については当分の間、現在の4校を維持することとした。この計画に基づいて、平成28年に跡市小学校を統合し、さらに、津宮小学校と川波小学校を統合する新統合校舎を建設しているところである。

これまでの統合再編により、本市では、平成28年以降、複式学級は生じておらず、安定的に学校経営がなされてきたところであるが、少子化傾向がより顕著となり、令和9年度に複式学級が生じることが確実となった本市の状況では、計画に基づいて引き続き統合再編を進めていく必要がある。しかし、計画されている中部の小学校、また、生徒数の減少が顕著な中学校についても、統合の手法や今後の方向性を再検討する必要に迫られている。

本業務では、これらの背景を踏まえ、中長期的な本市の人口推計の結果や社会経済情勢の変化に伴う地域住民や保護者の教育等に対する価値観の変化、義務教育学校等の新たな学校形態等を考慮し、江津市学校整備再編基本方針の見直し及び第3次学校整備再編基本計画の策定を行う。

3. 履行期間

契約締結日から1年以内（来年度への繰越も想定）

4. 業務内容

- ①上位計画・関連計画の整理
- ②小・中学校の現状と課題の整理
- ③児童・生徒数及び学級数の将来推計
- ④江津市学校整備再編基本方針の見直し
- ⑤新たな基本計画の作成
- ⑥跡地の活用方針の整理
- ⑦計画の実施スケジュールの検討
- ⑧計画策定検討委員会の設置及び運営支援
- ⑨住民意見の聴取実施支援
- ⑩パブリックコメントの実施支援

※（留意事項）

将来推計等を行う場合は、津宮小学校と川波小学校の統合が完了したものと
して行うこと。また、⑥の業務については、川波小学校の跡地についても対象
とすること。

5. 成果物

- ①本業務における成果物は以下のとおりとする。
 - （１）業務報告書 １式
 - （２）計画書 １式
 - （３）概要版 １式
 - （４）上記電子データ １式
- ②成果物については本市の検査を受けることとし、本市から訂正等を指示された
場合には、直ちにこれを訂正すること。
- ③成果物は全て本市に帰属するものとし、受注者は本市の承認を得ずに使用また
は公表しないこと。

6. その他

- ①本業務の実施にあたり、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、
その都度委託者と受託者が協議し定めるものとする。
- ②受注者は、本業務を通じて知り得た秘密を第三者に漏えいしてはならない。ま
た本業務を通じて知り得た資料並びにデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防
止するために必要な措置を講ずること。
- ③委託業務にあたり使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用権等の権利に

については、受注者において使用許可を得ること。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときは、受注者は、その一切の責任を負うこと。

- ④受注者は、本業務に関連した個人情報の取扱いについては、江津市個人情報の保護に関する条例（平成4年9月24日条例第18号）を遵守すること。また、受注者は、本業務の遂行にあたり、知り得た情報を本市の許可なく他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。
- ⑤業務終了後において、受注者の責任に帰する理由による成果物の不良箇所が発見された場合は、速やかに本市が必要と認める訂正、補正等その他必要な措置を行うものとし、当該措置に係る費用は受注者の負担とする。